

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷七十第

行發日一月八年二十正大

## 論叢

武士成立の經濟的要素 . . . . . 文學博士 三浦 周行  
 綜合奢侈稅の批評 . . . . . 法學博士 神戶 正雄  
 獨立海運業者の排他的手段 . . . . . 法學士 小島昌太郎  
 文化的認識と歷史的認識 . . . . . 法學士 恒藤 恭

## 時論

地租委讓と收入の缺陷 . . . . . 法學博士 小川 郷太郎  
 農村問題と其對策 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

壹岐國に於ける地割制度 . . . . . 農學士 奧 田 彥  
 歷史派經濟學發達の徑路 . . . . . 法學士 山口 正太郎

## 雜錄

氏族制度雜考 . . . . . 法學士 本庄 榮治郎  
 報酬遞減法則の適用範圍 . . . . . 法學士 山口 正太郎  
 照應計算の一方方法 . . . . . 經濟學士 蜷川 虎三

# 經濟論叢

第十七卷 第二號 (選卷第九十八號)

大正十二年八月發行

## 論叢

### 武士成立の經濟的要素

三浦 周 行

日本史上に於ける武士の成立については、もとより政治上、軍事上、社會上等、種々の方面より考へ得らるゝのであつて、其原因は決して單純ではないが、經濟上からも亦至大の關係を有つて居る。

大化の改新が、土地國有の方針を取つてより以來、令の制度に於ても、公田・私田の名はあり乍ら、公田はもとより、私田の所有者すら、只其使用利益を許されるに止つて、處分權は與へられなかつた。それでも特に賣買を許されたものに、宅地と共に園地があり、又墾田があつた。重農主義の我國民の土地慾を、斯る制限の下に満足させることは、到底望まれない。時代の慾求

が墾田に集中して來てから、始めて口分田其他の人民に支給すべき土地の不足を補はんが爲めに百方土地開墾を奨励し來つた政府は、早くも手の裏を蹴すが如くに禁止の方針を取つて見たけれども、もとより勵行さるべき筈もなく、剩へ法律上には處分權のない公田・私田迄が、實際には永久賣買も出來るやうになつて、それらが所謂莊園となつて發達した。莊園とは法律上種々の制限ある公田・私田に對して、何等の制限もない完全なる所有地をいふのであるから、國民の土地慾を滿たすに、これに越したものは當時にあり得なかつた。併し永久の永の字にも一令の下に制限を附する程の政府であつたから、完全といつたところで、何時如何なる制限が設けられて、事實上不完全とならぬとも限らぬ。殊に延喜以來、政府の方針が此莊園の制限に傾いて來た結果、不正なる寄附・賣買を取締つたり、一定の時期以後に出來た莊園を停廢したりした影響は、莊園に取つて可なり深刻なものであつた。國司が中央政府の方針を勵行すれば、中央の覺えのよきこと言ふ迄もなかつたから、彼等は勢ひ極端に走つて、地方地主の利益を蹂躪し、彼等の心膽を寒からせた。これに對する防衛策として地方地主の兵力を蓄ふることになつたのは、武士發生の有力なる一原因であるが、一方からこれを見ると、國司の地方地主に對する壓迫が、官尊民卑の極端なる表現である丈、それ丈、これが對策も亦官尊民卑の上から、最も有効なる方法たることを要する。此間の消息に通じた地方地主は表面彼等の所有地を中央の皇族・貴族若しくは朝野の尊崇

し措かざる神社・寺院に寄附して、これを其本所若しくは領家と頼み、自身は永久其管理者たるの妙策を發見した。此方法に據ると、其土地は所有者を改めることゝなるけれども、而かも其土地は本所若しくは領家の莊園となつて、一不輸即ち免稅の特典を享け、是迄の地主は比較的輕微な納物を年貢の名に於て本所に納める代りに、永久に下司職其他の名義の下に、事實上の所有者たる權利を保留したのであるから、所謂年貢や公事は只名義の書換料及び危險に對する保險料たるに過ぎない。これ程安全にして且つ安價なる財産保善法は他にあらうか。されば此方法は靡然として一世の流行となり、全國の地主連は我れも〜これに倣ふ事となつたが、其保障の如きも、一種丈で不安を思つたものは、更にそれ以上の權力を引いて來て、輪に輪をかけた二重の保障機關を設けた。それが權門勢家の莊園の本所・領家の關係である。尤もこれは必ずしも莊園に限つて行はれた譯ではない。又中古になつて始まつた事とも思はれぬ。即ち前には御子代・御名代・屯倉の如きも亦此方法に依つて地主の利益に應用されたと信すべき理由があり、又此方法は其後土地以外、商工業上の「座」にも利用されて、此方面の本所關係を生じたものと認めらる。今専ら源平二氏の武家に關する一二の例を擧げてこれを研究することとする。

## 二

大治五年六月十一日、下總權介平經繁の寄附に據るに、彼れは其私領下總國相馬郡布施郷を神宮

領に寄附したが、其寄附狀に

右件地、經繁之相傳私領也、進退領掌敢無他妨、爰爲<sub>レ</sub>募<sub>二</sub>神威<sub>一</sub>、任<sub>二</sub>傍例<sub>一</sub>、永所<sub>レ</sub>寄進於伊勢皇太神宮<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>件、

とある。<sup>1)</sup> 經繁は下總の國司であるが、其私領を神宮に寄附した理由は、「爲<sub>レ</sub>募<sub>二</sub>神威<sub>一</sub>」といつて居るのである。

又保延七年六月日の相摸國司解に見えた御厨司解狀を見ると、

件御厨、元者彼國住人平景正先祖相傳私領也、而爲<sub>レ</sub>蒙<sub>二</sub>神德<sub>一</sub>、任<sub>二</sub>傍例<sub>一</sub>、寄進太神宮御領<sub>一</sub>之刻、永所<sub>レ</sub>附<sub>二</sub>屬於伊勢恒吉<sub>一</sub>也、

とある。<sup>2)</sup> 寄附者たる平景正は相摸國の住人であつて、先祖以來大庭莊に居つたから、大庭を名字とするに至つたので、大庭莊は所謂本領であり、大庭は即ち在名である。尊卑分脈の平氏系圖に據ると、景正は大庭太郎景忠の祖父に當り、有名なる鎌倉權五郎其人であるが、彼れの時分には、未だ大庭と名乗つて居たとは見えぬ。此先祖以來相續し來つた私領を神宮領に寄附する理由としては、「爲<sub>レ</sub>蒙<sub>二</sub>神德<sub>一</sub>」であつて、經繁の場合と同じく、何れも「任<sub>二</sub>傍例<sub>一</sub>」といつて居るから、當時にあつては決して珍らしい出來事ではなかつた。

其他天養二年三月十一日源義朝の下總國相馬郡を神宮に寄附するに當つても、「相<sub>二</sub>募太神宮御

1) 繪垣文書  
2) 天養記

「威限<sup>ニ</sup>永代<sup>ニ</sup>所<sup>ニ</sup>寄進<sup>レ</sup>也」といつて居り、同じ年に千葉常胤は同郡を神宮の御厨に寄するに當つて、亦「恐<sup>ニ</sup>神威<sup>ニ</sup>永可<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>太神宮御厨<sup>ニ</sup>」云々といつて居るのである。<sup>3)</sup>是等は眞に敬神の餘り其財産を喜捨したものであるかといふに、景正の場合は大場の私領を神宮に寄附すると共に、永く伊勢恒吉に附屬し、本來山野であつたところを開墾して、神宮の御厨家にするやうに見えて居る丈で、景正が何等かの名義の下に、其所有權を保留するやうな事は見當らぬが、經繁の場合には其私領布施郷を神宮に寄附するについては、神官の權禰宜荒木神主延明を口入神主とする事、下司職は寄附者たる經繁の子孫に相違なく相傳せしむべき事、下司職の義務として納むべき供祭物は毎年田畠の地利上分即ち收益と土産鮭即ち地方の産物とを以て納めることを條件として居る。即ち神官領とはするが、下司職は寄附者の子孫永久にこれを保留して、高は書いてないけれども、一定の供祭物を納める義務を負うたのである。荒木田延明の口入神主なるものが如何なる關係にあつたかといふことは、こゝでは詳らかでないけれども、永萬元年三月二十一日の寮頭占部宿禰安元の解狀に據ると、下總國葛西御厨はもと本領主たる葛西清重の先祖以來神宮に寄附した一圓の神領であつて、其領家口入職は安元の先祖より數代相續して入部を遂げ、神税の上分を納め、毎年式日の嚴重の神役及び公事滞りなく、天下長久安全の祈禱を續け來つて居るといつて居り、猶ほ相馬御厨については、神宮の供祭物の外、口入料と稱して白布四丈を納めて居る永曆二年二月日

3) 繪垣文書

の義宗の文書もある。<sup>4)</sup> それを見ると、上分料即ち供祭物は五十端であるのに、口入料は百端であつて、これに倍して居る。思ふに口入神主とは後の御師の如きものであつて、神宮と地主との仲介者となり、地主の爲めに土地の保障についての特別の便宜を圖つて呉れたから、地主としても大に酬むるところがあつて、其神領については領家口入職として永く一種の年貢を贈呈したことであらう。

是等の神社・寺院や、皇族・貴族の権門勢家では、莊園より納むる年貢の収入ばかりでなく、莊民より召集する兵士を以て、往々無警察の狀態に陥り勝な時代の警備に充てたり、又は攻撃的威力を發揮させたものである。保元の亂にも頼長は此莊園の兵士を駆催して居る。當時朝野の脅威であつた南都・北嶺の兵力が、名高い僧兵にあつたことは、屢僧徒の兵仗を帶することを禁じた禁令の發布に依つても知らるゝが、實はそれよりも寧ろ末寺・莊園の兵士が其兵力の中樞であつた。彼等の兵力を殺がうとして末寺・莊園や僧徒の私領を沒收したり、火を放つて焼き拂つたりすることの行はれたのは、畢竟兵力の源泉を涸らすの方略に出でたるものに外ならぬ。平氏の末路に於て自家兵力の不足を補はんが爲めに、皇族、公卿及び國司の武士を召集したのも、亦其莊園や國衙領の兵士であつた。彼等は即ち地方の武士であつて、其豪強なるものは、利害の衝突から屢同僚間で私闘を行ひ、國司も往々これを防壁することが出来なかつたものである。

4) 檜垣文書

然るに是等の地方の地主は、源平二氏の如き武家と接觸するに及んで頓にこれに渴仰し出した。蓋し彼等武家はもと皇族の出身ではあつたが、主として皇室の經濟上の事情から臣籍に貶され、藤原氏の政權壟斷の犠牲となつて、中央では失意の境遇に置かれ、或は國司として地方に赴任し、或は將軍として叛亂の討伐に従事して居る間に、當時地方の住人と呼ばれた地主と接觸を保ち、そこに主従の關係が成立ち、婚姻縁組を結ぶものも出來たが、中央に於てはすべての政務が形式的になつて、軍事・警察の實務に當るものも其實力を失ひ、生命財産の安全を期し難く、皇族や貴族でさへ身邊の不安を感じた上に、彼等の間には屢政權の爭奪が繰返されて、武力を賤しんだ貴紳の間にも、今更乍ら痛切に其必要を感じ、源平二氏の人を引いて自家の家臣として護衛に充て、又敵手を壓倒するの兵力とした。縦ひ武家の中央に於ける地位は卑くとも、其實力が漸次朝野に認めらるゝことゝなつたのは自然の成行である。これを地方の地主より視れば、從來の寺社・本所・領家が、多く京都及び其附近にあつて、地方の事情に疎く、地方人士に對する理解を缺いで居たとは違つて、源氏・平氏は充分の同情も諒解もあつたから、彼等は申合せた如くに、其土地に關する保障をこれに求むることに傾いて來たのである。寛治五年に政府が宣旨を下して、地方の人民が其所有に係る田畠の公驗を好んで源義家へ寄附することを禁じ、義家の構立した地

方の莊園を停止したことがある。<sup>5)</sup> 所謂公驗とは土地に關した公文書の事であつて、土地の賣買、讓與・寄附の場合にはこれを添へて交付する慣例であつたから、田畠の公驗を寄すといへば、即ち田畠を寄附することを意味したのである。地方の人民即ち地主が何故に好んで此寄附行爲をなすに至つたか。これ言ふ迄もなく、義家は源氏の棟梁であつたからで、寄附とはいふものゝ、それは全く名義上に止つて、事實其所有權を保留すること前の寺社・本所・領家に對してなしたと同様の保善法であつた。斯くて源氏や平氏は地方の地主連から第二の權門勢家と祭り上げられたのである。又義家の新に構立した莊園といふ中には、彼れが斯る機會を利用して自家莊園の増殖を圖つたのもあらうから、政府は其勢力の地方扶植に依つて彼れが兵力の増大を恐れたものであらう。されば此禁令と同時に、彼れが隨兵の入京をも禁せられて居る。

實際源氏平氏が其莊園の増殖支持に熱中したことは、義家の弟の義光が六條顯季と無理からに東國の莊園を争つて勝つた事實に徴しても知れる。即ち六條顯季なる貴族が、東國にある所領を源義光に冒占されたので、白河院の廳に訴へ出た。もとより理は我れにあると信じた顯季は、直に義光の押妨を停止さるゝと思ひの外、院裁が容易に下らなかつた爲め不安に思ふ中、院は一日參院の顯季に向はせられて、顯季の爲めには、此所領がなくとも事闕かぬに拘らず、義光は懸命の地として争うて居るから、若しこれを喪へば、必ず顯季の身に危害を加ふることゝならうと、

5) 百練抄・後二條師通記

寧ろ顯季の一身の安全の爲め、故らに裁決を下されざる旨懇ろに諭されたから、顯季は感泣して家に歸り、直に義光を招いて我れは一旦理のあるところを主張したけれども、我爲めには此莊なくとも事闕くことなきに、卿がこれを恃みとすると聞いては不便であると、卽座に、去文を認め贈與した。義光は感激の餘り直に顯季に向つて臣禮を取り、顯季の外出の時には、それとなく武裝した部下の兵士に護衛させたので、顯季は一層深く院の御高恩を感謝し、所有權拋棄の賢明なる處置であつたことに思ひ當つたといふのである。

武家は啻に自家の莊園ばかりでなく、部下なる家人の所領をも極力保護してこれを失はせまいと務めた。寛治五年、義家が其弟の義綱と衝突して今にも京都を修羅の巷に化せんとしたことがあるが、其動機は河内に於ける兩人の家人間の領地の争から、延いてこれを庇護せんとした兩人及び全國に亘つた其部下の反目となつたのであつた。これを見て今更乍ら彼等の威力に脅された政府は、其禍根を絶たんとして、彼地方地主の所有田畠の寄附や義家の莊園新立等に關する禁令を矢繼早に發布したのであつた。而かも兩人の各家人の財産擁護は彼等の信賴に酬るる爲めばかりと見るべきでなく、恐らく家人の主人に對して負ふべき各種の義務が、彼等の領地の高に割り當てらるべき關係から、源氏が自家の勢力を維持する爲めにも、彼等家人の所領を極度に尊重し支持するに至つたものと看做すべきであらう。從來寺社・權門勢家に許された莊園の新立及び

地主の寄附行爲が第二の權門勢家たる武家に限つて禁止せらるゝは不合理であつた丈、斯る禁令の實績が擧らう筈もなかつた。

## 四

武家に對する地方人士の信賴の厚かつた爲め、武家はこれを恃んで往々不正の暴力に訴へて迄も、其所領の増殖を圖つた事は寧ろ有勝の事であつた。今其一例を擧げてこれに關する印象を深くしやう。

相摸大庭御厨は前にも説いた如く、もと相摸國住人大庭景正が祖先の時代からの私領であつたものを、神徳を蒙る爲めだといつて神宮領に寄附して伊勢恒吉に附屬し、景正の子孫が永く御厨の下司となつたものである。當時は全く山野のみで田島はなかつたから、長治年中國司に請願して開墾の許可(國判)を得、浪人を招いて開墾させた結果、田地が出来たから、供祭物を神宮に納めて數年を経過した。其後在廳官人よりの進言に依つて、國司は屢奏聞を経た後、宣旨・院宣を神宮に下されて調査されたことはあるが、停廢の諭旨を下されたことはなく、却て廳官が立合つて四至即ち境界に勝示杭を打ち、神領の境域を明かにした。然るに當時鎌倉楯に居住して居た源義朝が、俄に大庭御厨の中にある相摸國高座郡鵜沼郷は鎌倉郡の内であると稱して、大庭御厨の東玉輪御莊との堺にある俣野川を越えて同郷に亂入し、住人に對して強制執行を迫つた。これに

對して給主は一旦拒絶の態度に出たが、其後又義朝の郎從清原安行が廳官を伴つて同郷に亂入し、同郷の鎌倉郡内たることは廳宣に明白であるといつて、供祭料の魚を奪つてこれを蹂躪し、大豆小豆の苜取を強制し、猶又多數の軍兵を引率して、不法にも郷内の住人を捕縛し、負傷者を出した。調査の結果、此強制執行は留守所目代の命に依つて行はれたことが解つた。其後又田所目代源頼清及び義朝の名代安行以下三浦・中村・和田等の郎從千餘騎が御厨内に闖入し、新立の莊園は本莊の外、加納・一色別荘に入勘すべしとの宣旨を濫用して、強ひて停廢執行をなし、尋で在廳官人が郷々に入つて勝示を拔取り、作田の稻を刈取り、下司の私財を差押へ、神人を處罰して狼藉を極めたから、住人は恐れをなして逃げ散じた。依つて神宮は先づ國司に訴へ出でると、國司は義朝の暴行については國司の進止に能はずといつて相手に成つて呉れず、御厨の停廢についても、在廳官人に照會して調査の上回答するであらうと答へた丈で、要領を得なかつたが、政府からは義朝の暴行を停止すべき事についての宣旨が下り、神領停廢の事についても、天養二年三月四日の官宣旨を以て是等の押妨を停止し、供祭物を備進するやうにこの命令が發せられた。<sup>7)</sup>加害暴行者の互魁たる義朝は只上總曹司と稱する源氏の一御曹子なるに過ぎなかつたにも拘らず、彼れが源氏の嫡統であつた爲めに、土地の豪族から推されて千餘騎のものが皆手足となつて働いた。目代の頼清は又頼義の弟であるから、義朝はこれと結託して神宮領を沒倒するに至つた

のであらう。これに對して國司は被害者の訴があつても、國司として制止することが出來ぬと公言したのを見ると、義朝は國司以上の勢力を振つて居たに相違ない。常陸・上總・下總・上野・安房・相摸・武藏等の坂東諸國が、平安朝の末期に疲弊を來して、調庸雜物の給復の恩典に預つたのは、「依<sup>二</sup>一旦亂逆費<sup>一</sup>」といはるゝけれども、<sup>8)</sup>此地方に有力なる武家及び其威力を假る地方地主の横暴に依ることが多かつたであらうと思はれる。是に於て是迄國衙領即ち公田公地以外に本所・領家の莊園のあつた丈であつたものが、更に今一つの武家領を加へることゝなつて、此二つのもが日本全國の土地を凡そ三分するに至つたのである。

## 五

令の兵制に、「凡兵士人別備<sup>一</sup>櫛六斗、櫛<sup>二</sup>并并當火供<sup>一</sup>行戎具等<sup>一</sup>、並貯<sup>二</sup>當色庫<sup>一</sup>」<sup>9)</sup>と見える如く糧食武器は兵士の自辨であつた。當時の兵役は口分田に依つて負ふ義務の一つであつたから兵士は其負擔に堪へたのであらう。延暦十一年邊要の地を除くの外諸國の軍團を廢して健兒の制に代へ、又郡司の子弟を以て守備に充てることゝなつたのも、<sup>10)</sup>兵役が全國の有産階級の募兵制度に推移したことを示すものである。中古に於ける地主の兵式訓練は由來尙しと謂はねばならぬ。平安朝の末地方に叛亂の起つた場合に、國司に命じて兵士を徵募し糧食を輸送させたことはあるが、豫期の成績を擧ぐることは決して容易でなかつた。それが武家と地方地主との主従關係に依るとす

8) 東大寺文書嘉保二年十二月二十九日太政官符

9) 軍防令

10) 類聚三代格十八健兒事

ると、彼等の精神的結合と經濟的負擔とが軍隊の行動を最も圓滑に且つ迅速に達成させることが出来て此上もなく調法であつた。地方の住人に警察權の一部を行使することを許した政府は（例へば永久五年に越後の住人平家基に源義親と詐稱するものゝ逮捕を命じた如き<sup>11)</sup>）更に進んで武家と地方の住人との主従關係をも認めて、源平二氏が各彼等を率ゐて征伐の任務を遂行することを命ずるに至つたのである。

源平二氏の勢力が互角であつた間は、源氏は其祖先以來、東國に縁故が深く、平氏は西國と親密であつた丈、自然其勢力圏も地方的に東西に區分され、朝廷もこれを利用して東國に叛亂のあつた場合は源氏を追討使として派遣され、西國へは又平氏を派遣されると、源平二氏は各其部下なる地方の住人を率ゐて使命を全うするの例であつた。然るに後に平清盛の勢力が源氏を壓制して獨り政權を執ることゝなつてからは、日本全國の土地管理者たる地頭が大抵平氏の家人であつた事は、吾妻鏡に文治元年賴朝が諸國莊園に地頭を置いた事を叙して、「前々稱地頭者、多分平家々人也、是非朝恩、或平家領内、其號補置之、或國司領家爲私芳志定補于其庄園、又令違背本主命之時者、改替之」云々とあるを以て知らるゝ<sup>12)</sup>。平氏の家人が所謂平家領の地頭に補せられたのは當然の事であるけれども、國司・領家も亦其莊園の地頭に平氏の家人を定補したとあるは如何なる事情に依つたものであらうか。領家は莊園に對した語であるから國司に對しては、

11) 朝野群載  
12) 吾妻鏡文治元年十二月二十一日條

國衙領といふべきで、それにも平氏の家人を地頭に補したこと、思はるゝ。然るに地頭の補任は國司領家の私の芳志としてあつて、何れも朝恩でなかつたとは、地頭の補任が國司・領家の好意より出でたもので、莊官とはいつて居ても、決して官吏を意味せなかつたのである。併し國司・領家が何を以て平氏の家人を其地頭としたかといへば、他ではない。平氏の勢力に依頼した方が彼等の財産の改善上安全であつたからである。而して「前々稱「地頭」者多分平家々人也」といへば、源氏の失脚以來、從來源氏の家人として其勢力に依頼しつゝあつたものも亦嚮背を異にして、平氏の家人となつたと看做さなければならぬ。家人となるも、もとゞ地主が自家の利益擁護の爲めにするを主たる目的としたものが多かつたから、累代の家人として不可分離の關係にあつた或者を除くの外は、彼等は敢て主家の興廢に殉じやうとするものでなかつた。源氏の家人が平氏に走つたからといつて別段不思議はない。後年頼朝の兵を擧げた時、彼等は一旦これに齒向つたものゝ、後には皆服従して創業の元勳となり濟まして居る。斯くて平氏は殆ど全國に亘つて居た地主であり、地頭であるところの家人を以て事實上の土地管理を行ひ、同時に國家の治安維持の任を一手に獨占した。其後平氏の地位が頼朝に依つて取つて代られた後は從來の主従關係が御家人制度に依つて一層組織的になると共に、武家の國家の土地管理が一層徹底的に行はるゝに至つたのである。